

阿倍野区理学療法士会
会 則

2019年4月1日

2021年4月1日

2023年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、阿倍野区理学療法士会と称する。

(目的)

第2条 当会は、理学療法士の人格、倫理の高揚に努め、理学療法技術の研鑽、向上を図ることにより、大阪市阿倍野区民の保健・医療・福祉の発展に寄与することを目的とし、その事業を達成するために次の事業を行う。

1. 理学療法士の専門的知識及び技能を通じて、大阪市阿倍野区域における地域リハビリテーションを中心とする医療並びに福祉の増進に関する事業
2. 理学療法士の資質及び社会的地位の向上に関する事業
3. 理学療法に関する広報事業
4. 学会、研修会、講習会及び研究会などの開催に関する事業
5. 関係団体との連携交流に関する事業
6. 前各号に掲げるもののほか、当会の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当会は、主たる事務所を阿倍野区に置く。

(機関)

第4条 当会は、当会の機関として総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(入会)

第5条 公益社団法人大阪府理学療法士会の正会員は、その属する市区町村に設置された市区町村士会に所属するものとする。

(退会)

第6条

①会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- 1 死亡
- 2 総会員の同意
- 3 除名
- 4 公益社団法人大阪府理学療法士会の会員資格を喪失したとき

②会員の除名は、正当な事由があるときに限り、総会の決議によってすることができる。

第3章 総会

(招集)

第7条

①当会の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応

じて招集する。

②総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

③総会を招集するには、会日より1週間前までに、会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第8条 総会は、会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第9条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第10条 総会の決議は、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(権限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 計算書類の承認
5. 会則の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. 理事会において総会に付議した事項

(議決権の代理行使)

第12条 会員は、当会の会員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面などを提出しなければならない。

(総会議事録)

第13条 総会の議事については議事録を作成し、会長が署名又は記名押印して10年間当会の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び会長

(理事の員数)

第14条

①当会の理事の員数は、3名以上10名以下とする。

②理事について、当該理事及びその理事と親族その他特殊の関係がある理事の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(理事の資格)

第15条 当会の理事は、当会の会員の中から選任する。

(監事の員数)

第16条 当会の監事の員数は、1名以上2名以下とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第17条 当会の理事及び監事の選任は、総会において総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(会長及び副会長)

第18条

①当会に会長1人、副会長若干名を置き、理事会において理事の過半数をもって理事の中から選定する。

②会長は、当会を代表し会務を総理する。

③副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第19条

①理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

②監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

③任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

④増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

⑤会則で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第20条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会から受け取る財産上の利益は、総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招集)

第21条

①理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第22条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第23条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第24条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(職務の執行状況の報告)

第25条 会長及び副会長は、6か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第26条 理事会の議事については議事録を作成し、会長がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第27条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第28条

当会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第29条

①前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

②前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支報告)

第30条

会長は、毎事業年度終了の日の前日までに、事業報告書、収支報告書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。また、内容については理事が総会に報告する。

(剰余金の非分配)

第31条 当会は、剰余金の分配を行わない。

第7章 附 則

(設立時の役員)

第32条 当会の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

住所 大阪市阿倍野区松崎町1丁目2-22

設立時理事 山上 拓

住所 大阪市阿倍野区昭和町1丁目21-14

設立時理事 青山 直嗣

住所 大阪市阿倍野区旭町1丁目5-7

設立時理事 松本 忠義

住所 大阪市阿倍野区阪南町5丁目15-5

設立時理事 山崎 道晴

住所 大阪市阿倍野区阪南町5丁目15-5

設立時監事 長尾 誠

(設立時の会長)

第33条 当会の設立時会長は、次のとおりとする。

住所 大阪市阿倍野区松崎町1丁目2-22

設立時会長 山上 拓

(最初の事業年度)

第34条 当会の最初の事業年度は、当会成立の日から2020年3月31日までとする。